二　第十五条の二十六第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

三・四　（略）

五　第十五条の二十六第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により同条第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）

六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の二十六第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（港湾施設の譲渡等）

第十四条の三　（略）

２　前項の港湾施設処分申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類の一部にあつては当該港湾施設の種類により、第二号に掲げる書類にあつては当該港湾施設の処分後の用途により、必要がないときは、その添付を省略することができる。

一　（略）

二　処分後の当該港湾施設の維持管理計画等（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第一項の維持管理計画等をいう。第十五条の二の六第四号において同じ。）の内容を記載した書類

（法第四十八条の四第一項第四号の国土交通省令で定める情報）

第十五条の二の五　法第四十八条の四第一項第四号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一　送り状及び船荷証券に係る情報その他の貨物の運送に関する情報

二　前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める情報

（法第四十八条の四第一項第五号の国土交通省令で定める情報）

第十五条の二の六　法第四十八条の四第一項第五号の国土交通省令で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

一　港湾施設の位置、種類、数、規模及び構造に関する情報

二　港湾施設の調査及び測量に関する情報

三　港湾施設の設計及び施工に関する情報

四　港湾施設の維持管理計画等に関する情報

五　港湾施設の点検及び診断並びに評価に関する情報

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める情報

（電子情報処理組織の使用料）

第十五条の三　（略）

２・３　（略）

二　第十五条の二十四第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

三・四　（略）

五　第十五条の二十四第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により同条第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）

六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の二十四第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（港湾施設の譲渡等）

第十四条の三　（略）

２　前項の港湾施設処分申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類の一部にあつては当該港湾施設の種類により、第二号に掲げる書類にあつては当該港湾施設の処分後の用途により、必要がないときは、その添付を省略することができる。

一　（略）

二　処分後の当該港湾施設の維持管理計画等（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第一項の維持管理計画等をいう。）の内容を記載した書類

（新設）

（新設）

（電子情報処理組織の使用料）

第十五条の三　（略）

２・３　（略）